（段階補正係数の算定方法）

第八条　次の表の都道府県の欄に掲げる都道府県につき経費の種類の欄に掲げる経費に係る測定単位について段階補正を行う場合においては、経費の種類ごとに当該経費に係る測定単位の数値を同表の地域区分の欄に掲げる地域に係るものに区分し、当該区分した数値に別表第二(1)に定める率を乗じて得た数値（表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を合計した数値を用いて段階補正係数を算定するものとする。

都道府県	経費の種類	地域区分
［略］	［略］	［略］
指定都市、中核市及び福祉事務所設置町村を包括する都道府県	社会福祉費	指定都市の区域
		中核市の区域
		福祉事務所設置町村の区域
		その他の区域
［略］	［略］	［略］
指定都市、児童相談所設置中核市（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第五十九条の四の児童相談所設置市で中核市であるものをいう。以下同じ。）、中核市及び福祉事務所設置町村を包括する都道府県	こども子育て費	指定都市の区域
		児童相談所設置中核市の区域
		その他の中核市の区域
		福祉事務所設置町村の区域

（段階補正係数の算定方法）

第八条　次の表の都道府県の欄に掲げる都道府県につき経費の種類の欄に掲げる経費に係る測定単位について段階補正を行う場合においては、経費の種類ごとに当該経費に係る測定単位の数値を同表の地域区分の欄に掲げる地域に係るものに区分し、当該区分した数値に別表第二(1)に定める率を乗じて得た数値（表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を合計した数値を用いて段階補正係数を算定するものとする。

都道府県	経費の種類	地域区分
［同上］	［同上］	［同上］
指定都市、児童相談所設置中核市（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第五十九条の四の児童相談所設置市で中核市であるものをいう。以下同じ。）、中核市及び福祉事務所設置町村を包括する都道府県	社会福祉費	指定都市の区域
		児童相談所設置中核市の区域
		その他の中核市の区域
		福祉事務所設置町村の区域
		その他の区域
［同上］	［同上］	［同上］
中小企業支援市（中小企業支援法施行令（昭和三十八年政令第三百三十四号）第二条に定める市をいう。以下同じ。）を包括する都道府県	商工行政費	中小企業支援市の区域
		その他の区域